

いわき大王製紙4号バイオマスボイラー建設事業に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 燃料については、木質チップ、RPF、カッタイヤ、自社廃棄物に含まれる有害物質等の基準を明確にし、これらの含有量を定期的に把握する等の品質管理方法を示すとともに、燃料別の排出ガス等の諸元を明らかにすることにより、品質、種類、使用量の面から環境負荷のより少ない燃料を選択するための環境保全措置を示すこと。
なお、ペーパースラッジについては、フッ素の混入を低減する方策についても示すこと。
- (2) 燃料の保管に関する環境保全措置については、スクリーンかすの燃料置場からの雨水排水の処理方法を含め具体的に示すこと。
なお、木質チップについては、屋外での長期間の保管や場内輸送が行われることから悪臭、水質汚濁、粉じん等の影響について、必要に応じ予測及び評価を行うこと。
- (3) 掘削残土の一時保管や工場敷地への利用については、計画を具体的に示すとともに、粉じん発生や濁水流出の防止対策等、必要な環境保全措置を示すこと。
- (4) 環境影響評価の予測に使用した設定条件、予測式等を明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。
特に、既設3号ボイラーの排出諸元を新設ボイラーの予測条件として引用する場合は、使用燃料の違いによる変化を明確に示すとともに、新たに使用するカッタイヤの成分についても考慮すること。
- (5) 環境保全措置については、検討の経緯、回避・低減の効果、予測及び評価結果との関連性や根拠をより具体的に示すこと。
- (6) 施設管理及び環境監視計画については、環境影響評価準備書に記載された以外の項目の追加についても検討し、事業の実施による環境への影響を適切に把握できる時期、頻度、場所等を選定すること。
なお、検討に当たっては、動物及び植物への影響についても配慮すること。
また、施設管理及び環境監視に関する情報について積極的に公表する方法を具体的に示すこと。
- (7) 今後、事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

- (8) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら適切な対策を実施すること。

2 大気環境について

- (1) ばい煙については、対象事業実施区域周辺地域に民家が近接していることから、既存設備を含めた排出量を可能な限り低減するよう努めること。
特に、燃料としてRPFやカットタイヤ等を使用することから、塩化水素、ダイオキシン類、金属類及び悪臭に対する環境保全措置の有効性については、具体的に示すこと。
- (2) 大気質の予測に使用した気象条件については、設定の根拠と妥当性を具体的に示すとともに、現地気象観測結果等を適切に活用することにより、高濃度が出現する可能性のある条件を設定すること。
- (3) 道路交通騒音については、環境基準を超過している地点があることから、影響を可能な限り低減するための環境保全措置を具体的に示すとともに、環境監視計画等に追加すること。

3 水環境について

- (1) 既存の排水処理設備については、現状における処理能力や除去率を適切に把握するとともに、新設ボイラースクラバー排水や白水再利用による新たな負荷に対して十分な処理能力を有することの根拠を明らかにすること。
- (2) BOD、ほう素、アンモニア性窒素及び陰イオン界面活性剤については、工場排水合流後の水路において高い値を示していることから、既存設備も含めた排出量を可能な限り低減するための環境保全措置を具体的に示すとともに、農業用水及び生物への影響について、必要に応じ予測及び評価を行うこと。
- (3) 放流水に添加する排水処理薬品及び消泡剤については、成分や使用方法を具体的に示すとともに、水質及び生物への影響について、必要に応じ予測及び評価を行うこと。

4 自然環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺地域は、サシバやヒバリ等の繁殖の可能性があることから、繁殖期に配慮した工事工程を検討するなど、必要な環境保全措置を示すこと。
- (2) 動物の調査時期と範囲については、その設定根拠と妥当性を分かりやすく示すこと。
- (3) 希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助

言を得ながら、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講じること。

5 景観について

煙突や木質チップヤード等の色彩等については、検討経過を明らかにするとともに、既存施設を含め、周辺との調和に十分配慮すること。

6 廃棄物等について

飛灰については、カットタイヤ等の成分を考慮して性状の予測を行うとともに、有効利用の見通しを具体的に示すこと。

7 温室効果ガス等について

二酸化炭素排出量については、施設毎の燃料使用量を明確に示した上で、予測及び評価を行うこと。

また、既存設備を含めた二酸化炭素排出量の一層の低減に努めること。

8 その他

(1) 上記1から7の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

(2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記1から7の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。